

久喜市環境基本条例（抜粋）

（環境監査委員会）

第27条 環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するための機関として、久喜市環境監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望等を審議し、必要な調査等を行うこと。

(2) 市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。

(3) 環境監査の調査研究及び普及に関すること。

(4) 前3号に掲げる事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

久喜市環境監査委員会運営規則（抜粋）

（意見、要望等）

第4条 市民は、環境の保全及び創造に関する意見、要望書（様式第1号）を委員会に提出することができる。

2 委員会は、前項による意見、要望書を受理し、調査するか否かを決定したときは、環境の保全及び創造に関する調査通知書（様式第2号）により、提出者に速やかに通知しなければならない。

3 委員会は、第1項の意見、要望等に基づき、調査を実施した場合は、その結果を環境の保全及び創造に関する調査実施報告書（様式第3号）により、提出者に速やかに報告しなければならない。

様式第1号(第4条第1項関係)

<p>環境の保全及び創造に関する意見、要望書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>久喜市環境監査委員会委員長 へ</p>			
(提出者)		住所	
		氏名	
		電話	
<p>(法人その他の団体にあつては、事務所又は事務所の所在、名称及び代表者の氏名)</p>			
<p>久喜市環境監査委員会運営規則第4条第1項の規定により、次のとおり意見、要望等を提出します。</p>			
意見・要望等の内容			
※備考		※受理日	

(注) ※印の欄には、記入しないでください。